

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2003-160735(P2003-160735A)

【公開日】平成15年6月6日(2003.6.6)

【出願番号】特願2002-260024(P2002-260024)

【国際特許分類第7版】

C 08 L 101/00

C 08 K 3/00

//(C 08 L 101/00

C 08 L 23:08 )

【F I】

C 08 L 101/00

C 08 K 3/00

C 08 L 101/00

C 08 L 23:08

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月25日(2005.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ゲルバーミエーションクロマトグラフィーによって測定されるポリスチレン換算の重量平均分子量が30万以上であるエラストマー(A)を50~95質量部、融点が110以下であるエチレン共重合体(B)を50~5質量部(但し、エラストマー(A)+エチレン共重合体(B)を100質量部とする)、およびフィラー(C)を(A)+(B)の合計100質量部に対して100~2000質量部含むことを特徴とする樹脂組成物。

【請求項2】

エラストマー(A)がイソブチレンをモノマー単位として有するエラストマーである請求項1に記載の樹脂組成物。

【請求項3】

エラストマー(A)がポリイソブチレンである請求項2に記載の樹脂組成物。

【請求項4】

ポリイソブチレンのポリスチレン換算の重量平均分子量が100万以上である請求項3に記載の樹脂組成物。

【請求項5】

エチレン共重合体(B)が、エチレン-ビニルエステル共重合体、エチレン-アクリル酸エステル共重合体およびエチレン-メタクリル酸エステル共重合体からなる群から選ばれる少なくとも一つである請求項1~4のいずれか1項に記載の樹脂組成物。

【請求項6】

エチレン共重合体(B)が、エチレン-酢酸ビニル共重合体、エチレン-アクリル酸メチル共重合体、エチレン-アクリル酸エチル共重合体およびエチレン-メタクリル酸メチル共重合体からなる群から選ばれる少なくとも一つである請求項1~4のいずれか1項に記載の樹脂組成物。

【請求項7】

エチレン共重合体( B )の融点が 80 以上 105 以下である請求項 5 または 6 に記載の樹脂組成物。

【請求項 8】

フィラー( C )が磁性粉末である請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の樹脂組成物。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の樹脂組成物の成形体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

[ 5 ] エチレン共重合体( B )が、エチレン - ビニルエステル共重合体、エチレン - アクリル酸エステル共重合体およびエチレン - メタクリル酸エステル共重合体からなる群から選ばれる少なくとも一つである上記 [ 1 ] ~ [ 4 ] のいずれか 1 項に記載の樹脂組成物。

[ 6 ] エチレン共重合体( B )が、エチレン - 酢酸ビニル共重合体、エチレン - アクリル酸メチル共重合体、エチレン - アクリル酸エチル共重合体およびエチレン - メタクリル酸メチル共重合体からなる群から選ばれる少なくとも一つである上記 [ 1 ] ~ [ 4 ] のいずれか 1 項に記載の樹脂組成物。

[ 7 ] エチレン共重合体( B )の融点が 80 以上 105 以下である上記 [ 5 ] または [ 6 ] に記載の樹脂組成物。

[ 8 ] フィラー( C )が磁性粉末である上記 [ 1 ] ~ [ 7 ] のいずれか 1 項に記載の樹脂組成物。

[ 9 ] 上記 [ 1 ] ~ [ 8 ] のいずれか 1 項に記載の樹脂組成物の成形体。

—